

## 〃 ケースワーク・プロセスにおける

### 主体と、その後進性について〃

住 谷 馨

(1)

ケースワーク・プロセスはクライアントの来所から、その援助終結にいたる継続的な援助過程を意味している。それは、あくまでケースワーカーとクライアントの個人的な継続的対応過程であるが、同時に援助を必要とする個人が自発的に自己の問題解決を目的としてケースワークを専門職業とする社会福祉機関・施設に來所し、その機関・施設に所屬するワーカーと個人的社会的効果を期待しつつ対応することによって専門的な社会関係が成立している。したがって、ケースワーカーとクライアントの関係は個人的な関係であるとともに社会的な関係を復合しており、個人的人間関係即専門職業的人間関係となっている。ケースワークは、この個人的・専門的関係をおして個人の精神的・物質的・医学的・家庭的な諸問題をできるかぎり科学的方法によって継続的に対応解決しようとする過程をもつのである。この継続的な対応段階がケースワーク・プロセスであって、ケースワークの多面的な諸問題を内包している。

現在、ケースワークは社会福祉諸問題の治療方式として社会事業の専門分野を明確化しつつあるが、その専門技術による主体的機能の發揮については多くの問題に直面している。すなわち、専門職業としての社会的地位確立の困難さ、専門家養成の問題、社会福祉諸問題の質量の莫大さ等々、ケースワークの社会的制度的課題は山積している。本論は、

ケースワーク・プロセスにおける主体とその後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

この現代的課題においてケースワークの主体と、その機能の場における後進性について考察を加えるものである。

ケースワークはその歴史的な発展段階において医学の治療方式をとり入れている。ワーカーとクライアントの関係は医者と患者の治療を媒介とした専門職業関係と外面的に類似している。診断主義に立つケースワーク技術論は「調査」Investigation「診断」Diagnosis「処置」Treatmentの援助過程を方式化して問題解決の治療過程としている。したがって、ケースワーク・プロセスはケースワークの実体を意味するものであって、その技術的優劣、効果、調整適応の可能性等々を顕在させつつ、クライアントの主訴より派生する複雑多岐な諸要因に対応し、個別的具体的な問題を継続的に援助する過程となる。「受付面接」Intake interview からケースが開始され、「調査」「診断」を経て、「処置」を完了し、さらに、「後保護」Follow upを行う全段階がケースワークの実質的なサービスを意味している。そのサービスイラスト「家庭訪問」によって生起する問題の原因が究明され、解決の手順が次第に解明される。「社会資源」Social resourceの動員はサービスの一環として主要な役割をはたしている。さらに、ケースワークにおいて、「面接」がとくに重視されるのは、以上述べた全段階がすべて「面接」の過程であり、クライアントとワーカーの信頼関係、よろこび、悲しみ、怒り、恐怖など抑圧された感情の吐露や洞察は、すべて「面接」を媒介とするものである。クライアントとワーカーが相互に問題の焦点を調整し、協力関係を深化することによって解決への道程が明確化される。したがって、ケースワーク技術でたえず問題とされるのは面接技術であり、「傾聴」、「受容」、「指示的・非指示的カウンセリング」、「支持的・洞察的精神療法」など精神医学領域の技術まで援用される傾向が強い。しかし、ケースワークは具体的なサービスイラストが期待するものであり、その技術を統一し、方式化するためには対象の独自の特殊性により、多くの困難な問題が存在することは当然である。技術の適用実践過程に生起する問題は、かならずしもケースワークの分野で解決できるとはかぎっていない。むしろ、ケースワークの技術は対象によって相対的なものであり、ワーカーの人間の、能力

的限界によって限定されている。ワーカーの人格的未熟、パーソナリティ、経験、トレーニング不足など、技術を使用する側の基本的な条件の欠如はケースワークの限界をさらに狭くするものである。この主体のもつべき条件の欠如、不完備、未熟は、ケースワークが個人的な人間関係による方式であるかぎり、サービス効果におよぼす影響も大きく、その効果測定を左右し、技術の相対的限界さえも曖昧にするものである。このケースワークの宿命的な個人能力の限界性は専門機関・施設の組織能力⇨スーパービジョン、診断会議によってある程度までカバーしうるものであるが、その段階においてもワーカーは自己のもつ個人的な限界性⇨個人性より脱却することは不可能である。しかし、ワーカーの個人性はスーパービジョン、診断会議を経過することにより客観的な社会的技術として機能しうる。ワーカーは専門機関・施設の社会的機能を個人的に代表するのであるが、ワーカーの獲得した社会的技術はワーカーという個人が行使することにより、ふたたび個人的限界を招来する。このケースワーク技術の個人性と社会性の循環する還元的性格は技術の進歩即サービスの充足度を意味するものであるが、同時にケースワーク・プロセスにおける各段階の限界性を規定するといえるであろう。ケースワーク機能が社会的な専門性をもちうるためには、この個人的能力の限界性を明確にしうる専門機関・施設の組織能力を媒介としつつ、その一環として役割をはたしえなければならぬ。ケースワークがワーカーとクライアントの個人的な関係であると同時に専門的な社会関係であるというのもワーカーが専門機関・施設の有機的な一環として機能しうるからである。さらに、ここにおいて問題となるのは、専門機関・施設の組織体制の社会的性格と総合的技術の客観性である。ワーカーの所屬する機関・施設の社会的性格と総合技術の客観性はワーカーの個人的社会的技術の機能範囲を規定し、限界づける基本的な主体的条件といえるであろう。したがって、ケースワーク・プロセスにおける援助者側の主体については、この基本的条件の分析が必要となるのである。また、この主体的機能は対象によっても強く影響されている。

ケースワーク・プロセスにおけるクライアントの問題は、その独自の特殊性に存在するが、その問題提起はあくま

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

で自主的、自発的なものである。自主的、自発的な問題提起がなされないかぎり、ケースワーク・プロセスは進展しない。この前提条件はケースワークの開始とともに必要となるのであるが、クライエントは一方的にこの条件を破棄しうることが可能である。クライエントは一方的に援助を拒否しうる自由をもつものであり、この自由は確保されなければならない。たとえ、援助の必要を自他ともに認めたとしても、援助を拒絶し、破棄しうる自由はケースワーク・プロセスの全段階にわたって保障されている。クライエントがケースワーク・プロセスから離脱することを予防し、協力的な自主性を維持し、深めうるのはクライエントの不安定な感情を受容して道徳的な価値判断を排除するワーカーの技術以外にはない。しかし、多くの事例が示すように離脱の可能性は困難な、もっとも援助が必要とされるケースほど大きい。援助の必要性と離脱の可能性は正比例しているといえよう。ワーカーはこの矛盾に直面しつつ面接を継続させなければならぬ。たとえば、非行少年の保護観察、試験観察のプロセスにおいて、クライエントの心理的環境と物理的環境の調整が重視されればされるほど定期的な面接が困難となっている。非行ケースにかぎらず、精神障害ケース、家出、売春、浮浪など社会の底辺に停滞する崩壊したパーソナリティをもつ人達のケースワークはその計画通りに進展しないことが多い。この事実にはカウンセリングの分野においても同様であって、三十六年度のアメリカ・セミナーに出講したカール・ロジャースも難ケースほど成功率が低いことを卒直に認めていた。非行の改善は「最も熟達した精神医学治療者と雖もクライエントを理解し、治療の希望をもちうるまでには一年から三年以上クライエントと毎日接触することを要する<sup>(6)</sup>」といわれており、ケースワークによる非行治療はさらにその技術的限界領域が究明されなければならない。

ケースワークの技術的向上を期待するためには、前述のようにケースワークの援助主体の限界性とクライエントという被援助主体の限界性の問題を明確化して、相互相乗的な限界性の絶対的条件を相対的条件に変化させることが必要とされるのである。したがって、われわれはわが国におけるケースワークの展開過程にみられる援助主体と被援助主体の

限界性の問題に注目しつつ、ケースワーク・プロセスに生起する個有で独自のな対応問題を考察しなければならないであらう。

元来、科学技術は普遍性・中立性を帯び、洋の東西を問わない超越的な性格をもっている。そのかぎりにおいて、ケースワークの技術・理論が社会事業の科学的な一方式として各国に導入され、適用されるとき、その理論的実践的統一が望まれるのは当然といえるかも知れない。わが国においては、「公的扶助」が開始されて以来、ケースワークはいち早く導入された。公的扶助機関におけるファイルの様式、記録、申請方法、異議申立、面接、家庭訪問、診断会議等々はケースワーク技術様式として容易に導入され、組織化されて、その合理的な機能をはたしている。しかし、これらケースワーク技術の諸様式は援助者と被援助者のための合理的業務であり、手順、手続きの形式的手段であって、ケースワークの社会的役割に従属しているあくまで外面的な様式である。ケースワークの本質は近代的な社会価値である「自由」「平等」「基本的人権」「民主主義原理」にもとづいて、被援助者の「個別処遇」を目的とした社会事業である。ケースワークはその理念達成のために科学的理論と合理的な技術・様式を必要としてきた。この歴史的な形式過程をみたとき、その思想的背景には自由主義、個人主義、キリスト教のきびしく激しい思想的相剋が存在していた。この思潮の奔流のなかから「個人の尊厳性」の発想が生れ、社会事業の分野で「個別処遇」の方式が発達し、その科学的技術化が進展したのであるが、科学技術の超越的性格のためケースワークの導入が比較的容易に行われたとしても、その歴史的な本質的理念、価値が正しく理解され、受容されるとはいえない。ケースワークはその国土着の独自のな精神構造のうえにその外面的様式の合理性、能率性を接合させ、援助主体の外装となつて、ケースワークの近代的理念が主体化するには未だに相当な距離と断層が存在している。すなわち、ケースワークを目的とする主体⇨専門機関・施設・ワーカーの社会的精神的構造はケースワークの本質的性格といまだに融合していない。この性格的な未融合は社会事業全般に関連している問題であり、わが国社会事業が位置づけられた社会体制と政策的役割、またその背景である明治以降の社会

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

文化型の独自の性格に起因している。ケースワーク技術の適用過程において、その技術を使用する主体の性格は技術自体は勿論のこと、その対象にも影響力をもつのは当然である。この事實は、社会事業にかぎらず、カウンセリング技術が産業にとり入れられ、従業員の不平・不満の処理業務となったり、さらに自然科学が戦争目的に動員されるなど主体のもつ諸条件・性格によって技術の機能は様々な現われ方をするものである。とくに、社会事業は社会の底辺に機能して、一般社会の下層地帯である後進的階層を対象とするため近代化の波紋が遅滞し、対象に照応する主体も同じ後進的階層を濃厚にしてきた。反面からいえば、わが国の社会事業はその後進的階層によって支えられ、その対象はその後進的階層によって対象となりえたといえる。社会事業諸施設は公営、民営をとわず家族的雰囲気をも出し出すような擬似的大家族経営を主調としている。それはわが国の家族制度「家」の施設版ともいえるものであって、すくなくとも、収容されている者は施設長のすぐれた人格、手腕、信仰心、恩情のもとに個人的な義理・人情の絆ですばれて欲求不満や愛情不足を抑圧してきたのである。明らかに社会事業施設は家族という基盤を失った人々にたいして擬似的家族を再構成しようという意図がみられる。社会事業は家族秩序関係から離脱したものを対象に社会の底辺を施設によって「家」秩序を再組織し、従属的な身分関係の安定を図ろうとしてきたのである。わが国の天皇を頂点とする家族的構成社会は底辺の対応策である社会事業の主体的性格を、「家」のイデオロギーで色どり、家族秩序から離脱した人々を再びその秩序に編入させることによって有終の美を發揮しえたといえよう。戦後十七年を経た今日においてもある施設では天皇の古い写真がかかげられている事實は窮乏を貧困に耐える精神的支柱として天皇への忠誠心がいかに強調されてきたかを示すものである。伝統、習慣、しきたりという社会価値が近代的变化の影響を容易にうけずに人間の態度、行動の尺度として強く機能していることは社会事業の分野でとくに顕著であるといえよう。それはわが国の近代化が社会の上層階級より開始されたことにもよるが家族制度的イデオロギーにとって代るべきものが創出されず、むしろ、「家」意識の土壤を保持することのほうがその分野を安定させえたのである。したがって、社会事業主体の後進性・保守性・反動

性は歴史的な社会体制の必然的な産物であつて、恩惠的慈惠的性格を變容することもなく、対象の量的な増大に即応しつつ、その性格を量的に水ましせざるをえなかつたのである。また、漸次浸透しつつある「生活權の保障」という權利・義務意識が、この水まし傾向を助長したともいえよう。

社会事業は窮乏層の対応策として歴史的には先驅的役割をはたしてきた。しかし、資本主義体制の法制化が進展するにつれて社会事業の役割は孝橋正一教授が指摘されるように「社会政策の補充策」となり、社会体制の諸矛盾より派生する社会福祉諸問題 $\parallel$ 失業・疾病・貧困・浮浪・老齡・非行等々の不当な生活苦、人生苦に悩む人達が荷負う課題の対応策となつて社会政策の限界状況に機能し、その代替的役割さえはたすようになった。さらに、社会保障制度が、これら社会福祉諸問題の全般的な施策として漸次整備されるにしたがつて、社会事業は生活苦・人生苦の課題に悩む人々の直接的なサービス部門となり、近代社会の施策である社会保障制度の近代性を社会の底辺に敷設する役割を担当することになった。そして、社会保障制度の効果測定を直接感応しうる機能を社会事業はもちえたのである。すなわち、憲法十九條に銘記されている「健康で文化的な生活」の保障が完全であるかどうか、社会の底辺の実感を社会事業は反映しうるのである。現行社会保障制度の枠外に山積する社会福祉諸問題に社会事業は対応し、近代的施策のおよばぬ未開拓分野を担当しているといえよう。したがつて、社会事業主体は先驅的保守性と近代的施策の要請としての近代性、歴史的性格としての後進性などが複合し、社会事業分野で様々な様相を示すようになってきたのである。

ケースワークは社会福祉問題に直結する社会事業の近代的なサービス機能をはたすものである。しかし、ケースワークの援助主体は前述したようなわが国社会事業の全般的歴史的な性格の規定からまぬがれえない。したがつて科学性と専門性を前提とするケースワークはその主体の複合的重層的な性格から科学性と専門性を容易に疎外しうるものになっている。すなわち、ケースワークは主体の性格如何によつてその機能を變質しうるのである。公的扶助機關のケースワークをはじめメディアカル・ケースワーク、その他の分野でみられるケースワークが、いまだに専門性をもちえないのは、

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

その主体の歴史的性格に問題があるといえるであろう。

注1「少年非行の解明」エヌ・ア・ブリック著、法務省訳、マ

(2)

社会事業の主体はその管理・運営の責任をとる総体である。公的扶助機関においては実施機関である社会福祉事務所・民生安定所、市町村の民生行政を担当する各部課と地方自治体長、厚生省というように行政の下部組織から上部組織に関連する官僚機構であり、最終的な責任者は政府である。民間社会事業では経営・管理・運営を直接担当する組織の総体といえよう。公私社会事業の主体を形成するものは現業従事者から管理・運営の最終責任にいたる組織関係者であり、それぞれ地位と役割をもち、社会的な責任と義務を負っているのである。

ケースワークはこの社会事業の主体に影響をうけているわけであるが、ここではとくに貧困階層に密接し、全国組織となっている公的扶助機関におけるケースワークをとり上げ、その主体について検討してみることにする。公的扶助制度は生活保護法にもとづく行政機関であって生活に困窮した国民は公的扶助を申請し、保護基準に該当する国民は扶助をうける権利をもっている。公的扶助機関はその業務を担当し、申請を受付けて該当者には扶助を支給する義務と責任を負わされている。この権利と義務の関係は実際には生活保護規準による保護費の算定となり、支給額による経済的な生活保障となって現われる。この申請↓適権性による受理↓保護費の算定↓支給↓生活保障という系列はあくまで客観的な自動的操作であって国による国民の最低生活保障という責任達成の過程であるといえよう。この過程が円滑に合理的能率的に管理・運営できることは社会保障制度の整備の度合を意味するものであって、その理念を実現する技術業務の問題であるといえる。生活保護法は第一条に、「この法律は、日本国憲法第二五条の規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに



に、その自立を助長することを目的とする」と謳っているが、公的扶助が金銭・現物をこの条文通り「最低生活の保障」として給附し、また、「自立助長」を援助する機能を負荷されていることは明らかである。公的扶助機関が公的ケースワーク機関として制度化されたのはこの生活保護法の「最低生活の保障」と「自立助長」の目的によるものである。しかし、この公的社會事業の制度化は既存の公務員を突発的に社會事業従事者に変身させるということになった。生活保護法が昭和二十五年に施行されて以来、この分野でみられた混乱はケースワークの民主主義理念とわが国官僚行政の非民主的なイデオロギーの衝突であつたともいえよう。従来、上意下達の權力機構であつた官僚組織に編入されてきた公務員が一朝にして公僕となり、さらに社會事業従事者に転進することは不可能に近い。しかし、この困難な革命的な施策を民生行政の名のもとに遂行してきたのである。戦後、幾多の制度上の民主的変革が行われたが、生活保護法の施行は福祉國家の方向を示す主要なできごとであつた。主要な革命的なできごとであつただけに、この施策を遂行する主体はその理念の自覚と理解がもてなかつた。また、ケースワークの専門教育も知識もないところにケースワークが強要されてきたのである。ケースワークが適正保護の手順となつたり、基準額の低劣さを糊塗する説得術となつたり、保護費打切りの指導要領となつたり、保護の適確性を重視するあまり貧困者の生活保障と自立助長の機能をはたすべきものが保護の適否を判断決定する手続業務と看做されるようになった。そこには社會事業の方式としてのケースワークは期待しえない。公的扶助機関が困窮する國民の最低の生活を保障するという機能と個別処遇による自立助長という機能をもちながらも保護基準の低さによる生活保障の不充分さと不満をよび起し、ケースワーク技術の非専門性により自立助長の不徹底さと危惧をもたらしてきたのである。ここに公的扶助機関の役割と機能が矛盾している問題点が存在していたのであるが、この矛盾の自覚と解決への努力こそは生活保護法施行以来十数年間、公的社會事業の主体性を確立する過程であつたといえるであらう。なお、公的扶助機関がもつこの機能の不完全さは社會保障制度の基底部における脆弱さを意味するものである。

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

公的扶助制度における公的社会事業の主体を明確にするためには公的扶助機関の機能をまず明確にする必要がある。すなわち、生活保障のための経済的扶助機能と自立助長のためのケースワーク機能を明瞭にすることである。各種扶助（生活・医療・教育・住宅・生業・出産・葬祭）は適確性を前提としているが、経済扶助は前述通り客観的な権利・義務の自動的操作による機械的機能といえるであろう。適確性確認のための「面接」「家庭訪問」においては勿論、ケースワーク技術が必要とされるが、経済扶助そのものは主体のもつ義務的機能である。この義務的機能の不充分さとケースワーク機能の非専門性とが主体の内部で撞着し、公的扶助機能を脆弱なものにしている。また、公的扶助機能を明瞭にしえたとしても担当ケースの過多は両機能を麻痺させるに充分であるかも知れない。しかし、公的扶助機能のもつ生活保障性と自立助長性は機関の管理・運営上、明確に調整し、公的扶助の社会的役割を拡大強化していくことが必要なのである。基準額の引上げとケースワークの専門化の方向は、まず、主体構成を明確化することによって促進されるであろう。仲村優一教授は「公的扶助ワーカーとしての社会的福祉主事は、まずなよりも公的扶助を権利として具体化することに努力を集中すべきである。そして公的扶助機能と社会福祉機能を意識的に分離し、両者の混同を来たさないようにしなければならない。彼が社会福祉的ケースワークに手をのばすのは、つぎの条件が満たされた場合に限定すべきである」として、「(一)、なによりもまず、対象者がそのワーカーから、その問題について援助を受けることを望んでいることが第一の条件である。いいかえれば、対象者が望んでいないことをケースワークの名において対象者に押しつけることにならないように注意すべきである。(二)、その問題を専門的に取り扱うことのできる能力をワーカーがもっていること。(三)、指導員の専門的指導のもとにおこなわれること。(四)、その問題を扱う他の社会的資源が存在しないで、そのワーカーが唯一の資源であること。」<sup>(4)</sup>など、四条件をあげているが、これらはケースワークの前提条件というべきものであって、公的扶助のもつケースワーク機能はこれらの前提条件のもとでさらに積極的に拡充されることが望まれるのである。仲村教授が指摘されたような「公的扶助機能と社会福祉機能を意識的に分離」することは主体の姿勢に

かかる問題であるが、さらに問題を具体的に明確にするためには公的扶助の生活保障性、経済扶助機能と自立助長性、ケースワーク機能の両機能が主体において構成的に分離することが必要となるのである。すなわち、公的扶助機能をケースワーク機能をもつ公的社會專業の性格を明確にするために、経済扶助の機能を完全に發揮させつつ、さらに、ケースワークの専門的機能をも發揮させなければならぬのである。この両機能の統合されたものが公的扶助機能であり、公的扶助機能がもつ社會福祉機能といえるのである。従来、公的扶助ワーカーの担当ケースの過多とケースワークの非専門性により、両機能は相互に規制しあつて、意識的に分離されず、対象者が多くの援助を必要とすることを認めつつも適確性の確認と経済扶助、保護費の給付に終始せざるをえなかつたというのが公的扶助機能の宿命的な現実であつたといえるであろう。客観的には革命的な公的扶助の役割が、その主体のもつ機能の未分離と、分離させるべき構成上の条件が存在しえなかつたということであり、それは理念の進歩性と現実の後進性を物語るものであつた。公的扶助機能に専門教育をうけたワーカーを配置しようにもケースワーカー養成の専門機能もなく、また、指導者も少なかつたということと職場の配置転換が定期的におこなわれる行政機構のもつ人事移動性は専門性を定着させえず公的扶助機能を遲滞させ、宿命的な後進性を存続させてきたともいえるであろう。しかしながら、現在、ケースワークの専門教育体制も漸次ととのい、公的扶助機能の社會福祉機能が地域社會の主要な資源として認識され、公的社會專業の主体的自覚も社會保障制度の展開とともに深まってきた以上、公的扶助制度のもつ機能と効用を再認識し、機能分離を考える段階にきているといえるであろう。

公的扶助機能は経済扶助機能とケースワーク機能を分離することにより、主体の役割を明確にすることができる。すなわち、経済扶助機能がはたす効果についてはケースワーク・プロセスのなかで検証されるし、そのケースワーク機能により保護費の客観的な科学的基準と水準が明確にされるであろう。保護基準の低さはたえず問題とされるのであるが、たとえ基準額が引き上げられたとしても主体的機能が分離され、専門化されないかぎり、公的扶助の効果は期待

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

されないのではあるまいか。なぜなら、生活保障Ⅱ経済扶助の充足はむしろ勤労意欲を喪失させ怠惰を招くことになりかねない。したがって、経済扶助機能とケースワーク機能は相互に検討しあい、対立しあう機能となつてこそ、その効果が期待できるものである。この対立的性格をもつ両機能が公的扶助ワーカーのなかに共存し、矛盾を感じつつも分離しえないところに公的扶助機能の限界を基準額の低さの一点に集中させ、ケースワーク機能を主体の側からしめだし、さらに、しめだすことによつて経済扶助機能と、その効果を充分發揮しえないという悪循環に陥入つてゐるのである。経済扶助機能はケースワーク・プロセスのある段階で主要な役割をはたすものである。しかし、被保護者が荷負う問題は多岐にわたつており、各種扶助のはたす役割は被保護者の荷負う問題の一部をある程度充足させるにすぎず、ケースワーク・プロセスの前途は長い。したがつて、物的援助を契機として、さらに多様なケースワーク・サービスの展開が期待されるのであるが、公的扶助ワーカーのなかでケースワーク機能が分離し、専門化されていかざり、この物的援助をとまらうケースワークは期待できないのである。

この公的扶助機関におけるケースワーク機能について、さらに問題となるのは被保護者側の問題である。被保護世帯は三十五年度の統計では六十万六千世帯であり、人員数一六四万二千人であつた。この人数を人口千人に対比して、保護率をとつてみると一七・六%となつてゐる。<sup>(9)</sup>この保護率は保護法施行当初より年々低下の傾向がみられ、被保護世帯のうち労働力をもつていた世帯は、しだいに保護を脱却し、母子世帯、老齡世帯がほとんどをしめるにいたつてゐる。保護階層の縮小と類型化は公的扶助機能を専門化させる社会的条件ともいえる。たとえば、京都市の民生安定所は保護ケースの減少にともない医療ケースワーカーを配置するようになってゐる。この医療ケースワーカーの配置はあきらかに公的扶助機能におけるケースワーク機能の分離がおこなわれつつあることを示している。この事實は勿論、貧困階層の縮小ではない。むしろ、低い保護基準には該当しない低所得者層が増大していることを意味している。したがつて、地域社会には被保護世帯の周辺に保護基準より少し上廻る低所得階層が多数取りまいてゐることになる。貧困の重圧は

被保護世帯とその周辺の低所得階層にかかり、貧困階層の対応策としての公的扶助の役割は相対的な窮乏化の増大と反比例して相対的に縮小され、無力化させられてくるのである。また反面には公的扶助機能の相対的縮小とともに地域社会の相対的窮乏化は社会的諸ニーズの増大を意味するものである。地域社会は福祉ニーズを充たす社会資源にとほしく、社会福祉問題に対応する機関・施設は限られている。公的扶助機関が地域社会の諸種の福祉ニーズに直面しつつ、その社会福祉機能を主体の不合理性から完全に發揮しえないことに全く残念なことである。公的扶助機関はケースワーク機能を明確に専門化して、その機能を延長し地域社会の福祉ニーズの充足に活用させることができよう。地域社会に福祉ニーズを充足させる社会資源がとほしいことは新興宗教を漫延させ、未就学児童、非行、犯罪を増加させることになる。その点、公的扶助機関は、すでに各地域社会に全国的に配置されており、福祉資源として諸種の社会福祉ニーズに対応しうる潜在的な機能をもっているといえよう。公的扶助機能におけるケースワーク機能の分離と専門化はこれら地域社会の諸種の福祉ニーズに対応しうる潜在的な機能を顕在化することになるであろう。この公的扶助機関の再体制化は地域社会との結びつきを深め、被保護世帯およびその周辺の低所得者層がいたく公的扶助にたいする偏見をなくすることにも役立つであろう。すなわち、経済扶助機能が権利・義務関係の自動的操作として単純合理化され、ケースワーク機能が被保護世帯を対象としつつ、地域社会の福祉ニーズに対応しえたならば公的扶助をいわゆるお役所の慈恵とみなしたり、扶助をうけることにまつわる卑屈感、恥、外聞の悪さ、などという感情問題も解消されていくであろう。また、地域社会の福祉ニーズに対応していく過程においてコンミニニティ・オーガニゼーション、ソーシャル・アクションなどが期待できる。保護基準の低さも各地域社会において生活保障の権利意識が向上し、生活を守る防衛組織 $\parallel$ 居住地のサークル、婦人会活動、研究会、労組等々のなかで社会問題としてとりあげ、政治に反映させるとき、はじめて適正な基準が実現されるのである。公的扶助ワーカーは一樣に基準額の低さと不当性についてコンプレックスをもってゐる。老齡加算、母子加算、勤労控除などがなされたとしても保護基準の低位性は変りがない。ワーカーのコンプレックス

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

スはケースワーク機能を萎縮させ遅滞させるものである。公的扶助機能を積極的に発揚させるためには、地域社会の福祉ニードに対応できるようケースワーク機能を開放し、そのプロセスのなかで他の社会資源とも組織的にむすびつき、経済扶助機能の低位性につき客観的な判断をくだし、ソシアル・アクションが可能な主体的条件をつくりださなければならぬ。この公的扶助機能の再体制された主体的条件が、生活保護法の「最低生活の保障」と「自立助長」の目的に即応するものといえるであろう。社会保障制度の主要な環として公的扶助機能が民主化された行政組織となるために、その主体的条件を対象者のニードに即応できるよう整備する必要がある。しかし、公的扶助機関が社会保障制度の主要な環であると同時に行政組織の一環として国家権力につながり、階級政党の政治的施策を実現する機関であるかぎり、公的扶助機能がどの程度にまで民主化しうるのか疑問である。ここにも、公的扶助機関の主体が規制されざるをえない限界性はみられるのである。

以上は、公的扶助機関の主体的条件と、その体質改善のための試論であるが、つづいて民間社会事業に関連するケースワークの主体的条件を考察してみよう。

民間社会事業施設は前節で述べた通り、対象者の社会的経済的低位性に即応するかのように経営・財政的条件が悪く、ケースワーク・サービスをおこなう主体条件が欠けている。施設従業員の確保と待遇改善問題がケースワーク・サービス以前の問題として拡がっている。また、施設の大量収容方式は各種施設に共通する問題であるが、措置費の低さと物理的条件の貧しさは対象者の「基本的人権」に低触する問題でもある。これは公的扶助における経済扶助機能と軌を一にすることであるが、とくに養護施設にみられるホスピタリズムは児童の健康な発育をさまたげ、児童憲章は勿論のこと生活保護法の目的に反する問題である。民間社会事業の先駆的・開拓的役割と使命と、そして、現実の低位性を考えるとき、社会保障制度の未整備と貧困階層にたいする階級支配体制、さらに、それを支える経済機構のあり方などが本質的な背景問題として浮びあがってくる。そして、社会福祉問題の発現は各階層にみられ、精神障害、非行、肢体

不自由、老人問題等々は、その対応策としての公私社会事業施設の絶対数をはるかに上廻り、早急な施策が望まれている現状である。この客観情勢のなかで民間社会事業方式の一つとしてケースワークがいかに展開されるべきかが問題となってくる。現在、各施設の対象者をはじめ、社会福祉諸問題の課題を荷負う人々にたいして、ケースワーク機能が必要なことは社会事業従事者の一様に痛感していることである。しかし、民間においてケースワークの専門機関およびケースワークをおこないうる主体的条件をもつ施設・機関は前述通り限定されざるをえないのである。たとえば、専門化しつつあるメディカル・ケースワークは一部の病院において医療社会部の名のもとに組織化されているが医者、看護婦、事務員のあいだでメディカル・ケースワークの役割と機能を正しく理解し、治療面に位置づけるところまでに至っていない。患者のもつ不安・恐怖などは身体的な病疾にとどまらず個人の過去・現在・未来にわたって、様々な悩み、家族問題、職場、社会生活上の問題等々が蓄積されて現われるものである。長期療養者の多くが神経症状を示すのも単に身体的な病疾が原因ではない。メディカル・ケースワークは患者にたいしてこれら全人的な援助をおこなうものであるが、対症療法を中心とする医師の權威的態度と、それに従属的に秩序づけられた医療体制は患者の人間の心理の問題を受容する余地がなく、これらの問題に耳をかたむけることは余分な親切、余計なこととみなされてきたため、全人的な援助過程に必要な医師・看護婦との協力関係をつくりだすことが容易にできない。ここでは医師の權威的地位のもとでケースワーク機能が著しく抑圧されるのである。したがって、ケースワークが既存の施設・機関に配置された場合にはその主体性の確立がむづかしく、その機能を阻害されるといえるであろう。

ケースワークは個別処遇の社会事業の方式であるため、大きな社会福祉問題に対応することに能力的な限界があるが、社会福祉諸問題を荷負うのが個人であるかぎり、個別的な問題解決の専門機関は医療機関の役割同様に必要である。ケースワークはその専門機関の設置とともに各社会階層のもつ社会福祉問題にたいして主体的な対応策としての機能を発揮しうるものである。

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

- (1) 講座「社会保障第四卷」所載、仲村優一著『生活保護—ケースワーク問題をめぐって—』p. 209.  
(2) 三十六年度、「厚生白書」p. 159.

(3)

ケースワークは主体のもつ歴史的社会的条件によって影響をうけ、その機能を制約されている。それは前節で述べた公私社会專業施設・機関におけるケースワークにみられるとおりであるが、さらに、現在、わが国において展開しつつあるケースワークの専門化過程を考察して、主体に内在する諸条件と後進性の問題をとりあげてみよう。

ケースワークは、アメリカ社会專業の基本的な方法と分野になっているが、ケースワーカーの資格もそれだけに厳しく、大学院の専門課程の履修を条件としている。孝橋正一教授はアメリカ社会專業にたいして「それは問題をまず対象者にむきあつた社会專業『家』において提起し、彼が職業として社会專業活動を遂行するさいに、自分自身に習得・体得していなければならぬ、したがってそれによつて社会專業活動を合理的・能率的・効果的に取運ぶことのできる過程(手続)的な知識と能力の総体をさしている。しかも、ここでは技術が機能する対象領域には、おおむね歴史的社会的構造の規定から遊離した超越的・抽象的な人間関係一般が想定せられているので、社会專業は文字どおり、その『社会的問題意識を脱着して』人間『関係調整の課題に還元せられてしまふ』という結果を生じている」と批判されている。(1)この指摘されているとおり、家族・集団・社会から切りはなされた『個人』というものは抽象的な人間にすぎない。しかし、ケースワークが『個人』を対象とするとき、家族・集団・社会を形成している原点的成員としてみており、あくまで社会的存在としての個人であり、個人生活と社会生活をおくる日常の具体的な場で種々の人間的社会的問題をもつた個人を対象とするのである。社会福祉諸問題といわれる抽象化された問題も具体的には個人が個別に独自の心理的・物理的環境のもとで荷負わされているのである。『社会』の問題意識は、むしろ、この問題を荷負つた個人を援助する過



程で生起するものといえる。個人がもつ問題内容と意味は、社会的な、または個人独自の諸条件が復合しており、それら諸要因の解明の過程で「社会」的問題意識が明確になってくる。それはケースワーク・プロセスを社会科学の視点からはずすことなく、個人に集中的に表現された社会福祉問題に対応することによって可能である。たとえば、個人の生活上の障害―無知・怠惰・遊蕩・疾病・自殺・暴力・賭博・売春・浮浪・犯罪等々の問題を環境の諸条件や環境に支配されつつも、また、環境をつくりだす人間性から切りはなして解決することはできない。個人がもつ障害を治療するためには多くの社会資源、ソシアル・アクションを必然的に必要とするもので、この過程においても「社会」的問題意識は援助する側においても、援助をうける側にも明瞭になってくるであろう。したがって、ケースワークは「人間」関係調整という抽象的な課題のもとにもっとも具体的な実践と理論の統一過程であり、対象が規定されている歴史社会の構造的枠組の欠陥を明瞭にしうるものである。

社会保障制度は近代社会の変態的諸現象を窮乏(Destitution)、犯罪(Delinquency)、疾病(Disease)の「三つのD」に集約して、その対応施策を法制化したものである。ケースワークは社会保障制度のサービス部門を担当すると前述したが、それは、現実にはケースワークの治療的効果に機能が期待され、導入しようとしている分野が、「三つのD」に系列化される機関・施設である。「窮乏」にたいしては公的扶助機関・民生委員・各種民間社会事業の系列、「犯罪」には警察、児童相談所、家庭裁判所―調査官、保護監察所―監察官、保護司、救護院、少年院の系列、「疾病」には病院、診療所、保健所、精神衛生研究所の系列がケースワーク機能をすでに導入しているか、また当面必要とされているといえる。ケースワークは各系列の機関・施設で機能することにより、各機関・施設のサービス効果に治療効果をあげうるものである。たとえば、家庭裁判所の調査官の調査過程、試験観察過程、保護観察所の保護観察過程など非行問題に対処する過程においてケースワーク機能を導入することにより予防的・治療的効果が期待できるのである。非行件数は年々増加し低年化の傾向を示している。犯罪に対処する各機関、施設の役割は相違しており、官僚機構のセクショナルズ

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ムによって相互の協力は容易に望まれない現状であるが、ケースワークの導入によって犯罪系列の各機関・施設に共通の広場を開きうるのではないだろうか。

しかし、ケースワークがこれら既存の各系列機関・施設に導入される場合、各機関・施設の主体的条件によってその機能は影響される。それは、公的扶助機関、メディアル・ケースワークにおいてみられたと同じような問題がそれぞれ機関・施設の独自の役割・性格に即応した型をもっておこりうるであろう。とくに公的機関においては社会体制を維持・強化する保守的性格をまぬがれないものであり、ケースワーク・プロセスの各段階でおこりうる反体制的な問題にたいして積極的・建設的援助姿勢は期待しえない。たとえば、精神病・神経症・非行など国民階層にみられる問題にたいして、心理的・物理的環境内部に原因を発見しえたとしても、さらに環境を規定する社会体制の問題まで因果關係を追求し、解明しえない限界性―保守性をもつものである。個人をとりまく伝統的規制力―しきたり、習慣、慣習のもつ不合理性にたいしても社会体制側に立つかぎり科学的客観的認識にかけざるをえない。とくに、わが国の精神的風土が家族制度の相互扶助精神、儒教的仏教的諸信条、体制に順応する美德・諦観などに満ちているかぎり、ケースワーク・プロセスにおいて反体制的な問題をとりだしえないであろう。また、貧困に対応する主体が貧困であった場合も対象への同一化作用はおこなわれたとしても貧困を解決する方向は容易に望めない。ケースワーク主体の精神構造の後進性と経済的貧困は援助をうける対象のもつ社会福祉諸問題の科学的認識をさまたげるものであり、ケースワーク技術に先在する問題として指摘されなければならない。これらの問題は社会福祉諸問題を生起させる歴史的社会的環境―社会体制、とくにわが国資本主義生産機構のもつ構造的矛盾の支配を直接的・間接的にうけているものであり、この心理的・物理的影響はケースワーク主体においても、対象においても共通した問題である。すなわち、経済的貧困をまねく低賃銀政策・過重労働、職場における身分的な職階制と立身出世主義、住宅難と過密老朽家屋の問題、成積主義、画一的なマス・プロ教育に落入った教育制度等々はケースワーク主体も対象も共通に荷負っている社会問題である。この相互に共

通する問題はケースワーク・プロセスにおいて意識化されうるものであるが、社会体制を維持・強化する主体的機能をもった公的機関においては、孝橋教授が指摘されるとおり、構造的改革を目ざす反体制的な姿勢がとれず、「社会的問題意識を客観化しえない。ケースワーク機能が要請される各系列機関・施設の保守的な主体性はケースワークに劣悪な環境に適応させる機能的役割を期待することになり、事後処理的な社会福祉諸問題の弥縫策としての性格を強めることにもなるであろう。とくに、「個別処遇」の方式は「恥」「外聞」「世間体」を重視し、「厳秘性の原則」を前提とするため、主体の側においても対象の側においても閉鎖的な体制順応的傾向をとり易いものである。したがって、社会福祉問題を集中的にこうむっている貧困階層の組織化、その前提条件になる「社会的問題意識による連帯性の創出は体制的主体によるケースワーク機能においては容易に期待しえないものである。また、ケースワーク・プロセスでみられる家族間のトラブル・保育・教育・しつけの問題・過密住宅・疾病・失業等の生活全般にわたる課題は広々にして援助する主体の側においても同次元の問題として存在している。この同次元の共通的課題は客観的な問題性を相互の主観的同一化によって個人的な、家族内的な秘密事項として苦情処理的に陰謀され易い。苦労はお互い様という単純な論理で生活の不安を割り切り易い。この論理と言点は新興宗教を簇生させる条件ともなるものであるが、少くともケースワークが社会的な機能をもつかぎり対象のもつ課題を同一化させることなく、体制内の制度的原因にたいして自己の主体性もふくめて客観化できることが必要である。たとえば、非行問題にたいして、その対応機関⇨警察・児童相談所・家庭裁判所・教護院・保護観察所・少年院・教育審判機関等が、原因の所在を個人と家族内的な枠組で診断することなく、対応主体の体制的問題として、その責任の所在を自からの内部にも追求することが必要である。ケースワークが「個別処遇」の方式であるため各系列機関・施設に導入されるとき、主体のもつ歴史的・社会的条件―後進性により対象の荷負う問題の所在を徹視的・特殊的に診断し、その機能の専門性を閉鎖的な体制順応のための技術として、体制内的问题をさらに切断することも考えられる。

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

ケース・ワーク・プロセスにおける主体と、その後進性について

しかし、ケースワーク機能は各系列機関・施設の主体的諸条件に影響されながらも、その技術を専門化することによって、以上述べた後進性による主体的問題をみずから解決しうる。その解決過程が意味するものは後進性からの脱皮であり、民主主義理念の侵透であり、また、個人における人間性の尊重という近代的な社会倫理の確立となつて、社会体制の民主化・近代化の一道標的役割をはたすことになるのである。ケースワークが、みずからの機能を阻害することなく發揮できるためには、各系列諸機関・施設に導入された機能を漸次専門化するとともに、ケースワーク独自の専門機関を設置することである。家族問題・非行問題・教育・保育等々、国民各階層にみられる社会福祉諸問題に対応する制度的機関として、民間のケースワーク専門機関が設置されることによつて、前述されたような主体における問題、また、その後進性の問題は逐次解決をみるにいたるのである。

(1) 孝橋正一著『全訂、社会事業の基本問題』p. 84.